

事務連絡  
令和2年5月28日

障害児福祉サービス事業所管理者様

土浦市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る  
障害福祉サービス事業所の対応期間延長について

日頃より。本市福祉施策に対し、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年5月25日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応期間について」の通知により、在宅での支援実施に係る報酬算定について、適用期間の終了日をお知らせいたしました。

この度、令和2年5月28日付け厚生労働省通知を受け、適用期間終了日を下記の通り延長することといたしましたので、お知らせします。

ご対応よろしく願いいたします。

## 1 適用期間の変更

障害児を対象とするサービス事業所

○変更前 令和2年6月21日（日）まで

↓

○変更後 令和2年6月30日（火）まで

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、適用期間が変更となる可能性がありますので、土浦市障害福祉課ホームページでご確認ください。

## 2 事務取扱いについて

・令和2年5月25日付け事務連絡と同様の内容になります。

なお、上記通知につきましては、土浦市障害福祉課ホームページを参照ください。

<お問い合わせ>

土浦市障害福祉課 担当：赤澤・酒井

☎029-826-1111 内線 2470